

第8期かわさきいきいき長寿プラン（案）の概要について

1 計画策定の趣旨と位置付け

- ①「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定する3か年の計画です。本市では、「川崎らしい都市型の地域居住の実現」をめざし、持続可能な高齢者施策を展開するための総合的な計画としています。
- ②「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法に基づき、高齢者福祉施策に関する全般を定め、「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき、介護保険給付サービスの見込量や保険料等を定めます。
- ③今回は、令和3～5年度の3年間を計画期間とする第8期の計画となります。また、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年（令和22年）を見据え、中長期的な視点に立って計画を策定します。
- ④本計画の名称は、より市民等に親しみを持ってもらうため、「かわさきいきいき長寿プラン」としており、今後も継続して使用していきます。

2 第7期計画の主な施策と取組結果

地域包括ケアシステムのシステム構築期に入り、さらなる推進とともに、川崎らしい都市型の地域居住の実現を目指す。

取組Ⅰ．いきがい・介護予防施策等の推進

- 「いこいの家・老人福祉センター活性化計画（IRAP）」を策定し、両施設における地域交流や、施設を活性化するための取組を推進しました。
- 「高齢者外出支援乗車事業」について、時代に即した持続可能な制度とするための検討を行い、今後の方向性を取りまとめました。

取組Ⅱ．地域のネットワークづくりの強化

- 地域包括支援センターのリーフレットとの配布等により普及・啓発を行った結果、認知度が約5ポイント上昇しました。
- 区役所と地域包括支援センターの連携強化を進めるとともに、ケアマネジメントの充実強化に向けて「地域ケア会議」を再編しました。
- 「地域見守りネットワーク事業」を推進し、協力事業者と連携のもと、令和元年度は37件の通報事例に対応しました。

取組Ⅲ．利用者本位のサービスの提供

- かわさき健幸福寿プロジェクトは、新たな展開として「顕著な成果を挙げた事業所等の表彰式」や「優れた取組事例を掲載した事例集の作成」等を実施しました。
- 認知症グループホーム利用者に対するサービス強化として、家賃等助成事業を開始しました。

取組Ⅳ．医療介護連携・認知症施策等の推進

- 本市の実情に応じた医療と介護の連携を推進するため、関係団体で構成する在宅療養推進協議会を開催し、多職種連携の強化等に向けた協議を行いました。
- 認知症予防の観点から、イベント形式による軽度認知障害（MCI）スクリーニング検査のモデル事業を実施しました。
- 若年性認知症支援コーディネーターを配置し、本人の居場所づくりや就労に関する支援等、相談体制を強化しました。

取組Ⅴ．高齢者の多様な居住環境の実現

- 自宅での生活が困難な高齢者のため、特別養護老人ホームの定員を360床分、整備しました。
- 「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」に基づき、整備補助スキームの検討を進めました。
- 住まい探しが難しいなどの困りごとを抱える住宅確保要配慮者（高齢者・障害者・外国人等）に対して、不動産店と連携して物件紹介を行う体制の構築等、住まい探しの困りごとをサポートする『すまいの相談窓口』の充実を図りました。

3 川崎市における高齢者の状況

【高齢者人口の推移】

⇒後期高齢者数が、令和5年には19万人、令和7年には約20万人、令和22年には高齢化率が29%を超える推計となっています。

	令和	2年度	第8期計画期間			7年度	22年度
			3年度	4年度	5年度		
総人口		1,536,980	1,544,131	1,551,281	1,558,432	1,572,733	1,567,190
高齢者人口		322,235	326,703	331,171	335,640	344,575	457,718
65～74歳		153,484	150,667	147,849	145,032	139,397	219,805
75歳以上		168,750	176,036	183,322	190,608	205,178	237,913
高齢化率		21.0%	21.2%	21.3%	21.5%	21.9%	29.2%

【要介護・要支援認定者の推移】

⇒本市の要介護・要支援認定者数は、年々増加を続け、令和2年10月1日時点では、約5.9万人、市の高齢者の約5.6人に1人が要介護・要支援認定を受けています。

	令和	2年度	第8期計画期間			7年度	22年度
			3年度	4年度	5年度		
要支援1		7,638	7,954	8,267	8,581	9,212	11,561
要支援2		7,891	8,220	8,549	8,879	9,537	12,155
要介護1		12,686	13,281	13,877	14,473	15,662	20,640
要介護2		10,449	10,975	11,504	12,031	13,086	17,820
要介護3		7,629	8,051	8,473	8,894	9,741	13,644
要介護4		7,093	7,503	7,916	8,330	9,152	13,022
要介護5		5,478	5,774	6,069	6,363	6,954	9,710
第2号被保険者（再掲）		1,435	1,451	1,466	1,481	1,511	1,392
合計		58,864	61,758	64,655	67,551	73,344	98,552

4 地域包括ケアシステム構築に向けた取組

・川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

「推進ビジョン」の取組推進にあたって、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

・地域リハビリテーション

地域リハビリテーションセンターにおいて、ケアマネジャーや障害者相談支援専門員等による相談支援において必要となる専門的な評価・判定、サービス利用時に必要となる専門的な調整・助言を提供します。

・災害福祉の充実に向けた取組の推進

マイタイムライン等の個別避難計画作成の支援を進めるなど、的確な避難行動を促す仕組みづくりを進めます。

・新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の高齢者施策について

「新しい生活様式」への対応として、各種申請時の郵送対応、施設等における感染症対策など、高齢者の方々が安心して生活ができるよう取り組んでいきます。

・SDGs（持続可能な開発目標）の取組

SDGsのゴールの達成に寄与することを念頭に置きながら、高齢者福祉の推進を図ります。

5 第8期計画期間における施策の方向性

2040年（令和22年）への備えとして、地域福祉計画に合わせて日常生活圏域を7行政区から44圏域に設定し、小地域ごとの施策展開として、介護ニーズの増加、現役世代（担い手）の減少等を踏まえて取組を進めていきます。

【2040年への備え】

- ・在宅限界点の向上
- ・自立支援
- ・重度化防止など

【地域包括ケアシステム構築の取組】

- ・個別支援の充実と地域力の向上
- ・分野横断的な施策展開
- ・地域リハビリテーションなど

【介護保険制度改正】

- ・介護予防・地域づくりの推進
- ・地域包括ケアシステムの推進
- ・介護現場の革新など

【引き続き対応が必要な課題】

- ・医療・介護人材の確保と定着
- ・家族の介護負担の増大への対応
- ・地域関係の希薄化
- ・高齢者の権利擁護など

【社会情勢の変化・多様なニーズ】

- ・自然災害発生リスクの高まり
- ・高齢者就業率の上昇
- ・働き方改革の取組
- ・感染症拡大防止のための「新しい生活様式」
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の取組など

これらの取組を実現・対応するために次の重点事項を掲げ、取組の推進を図ります。

【第8期計画で推進する重点事項】※主な取組箇所

- ① 自立支援・重度化防止推進【取組Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】
- ② 個別支援の充実と地域力の向上【取組Ⅱ、Ⅳ】
- ③ ニーズに応じた介護基盤の整備【取組Ⅲ、Ⅴ】
- ④ 認知症施策推進大綱を踏まえた取組の強化【取組Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ】

川崎らしい都市型の地域居住の実現

基本目標

- ① 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
- ② 介護が必要となっても「かわさき」で暮らし続けられる支え合いのまちづくり

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン

取組Ⅰ



いきがい・介護予防施策等の推進

- i) 主体的な健康づくり・介護予防に向けた取組
- ii) 身近で多様な通いの場の充実
- iii) いきがいづくり・社会参加の促進
- iv) 早期発見及び予防的介入の強化
- v) 外出支援施策の推進

取組Ⅱ



地域のネットワークづくりの強化

- i) 地域のネットワークづくりの推進
- ii) ひとり暮らし高齢者等の支援の推進
- iii) 相談支援ネットワークの充実

取組Ⅲ



利用者本位のサービスの提供

- i) 介護保険サービス等の着実な提供
- ii) 地域密着型サービスの取組強化
- iii) かわさき健幸福寿プロジェクトの推進
- iv) 介護人材の確保と定着の支援
- v) ウェルフェアイノベーションとの連携
- vi) 川崎市複合福祉センター ふくふく

取組Ⅳ



医療介護連携・認知症施策等の推進

- i) 在宅医療・介護連携の推進
- ii) 認知症施策の推進
- iii) 権利擁護体制の推進

取組Ⅴ



高齢者の多様な居住環境の実現

- i) 高齢者の生活の基盤となる住まいの安定確保
- ii) 在宅生活が困難な方のための介護サービス基盤の整備
- iii) 居住の安定確保に向けた住宅セーフティネットの構築

6 第8期計画の主な取組

取組Ⅰ. いきがい・介護予防施策等の推進

- ・セルフケア意識の醸成や主体的な健康づくり、地域で支えていくための仕組みづくり
- ・高齢者外出支援乗車事業を時代に即した持続可能な制度とするためのICT技術導入等の検討 など

取組Ⅱ. 地域のネットワークづくりの強化

- ・地域のネットワークの担い手支援、確保
- ・虚弱高齢者等の早期発見、支援のための仕組みづくり
- ・地域包括支援センターの機能充実
- ・地域リハビリテーション支援拠点の設置 など

取組Ⅲ. 利用者本位のサービスの提供

- ・介護サービス等の着実な提供
- ・介護サービス等の質の向上と環境整備
- ・自立支援・重度化防止の取組意欲の醸成
- ・介護人材の確保と定着への支援等の取組強化

取組Ⅳ. 医療介護連携・認知症施策等の推進

- ・在宅医療・介護に係る多職種連携の強化、在宅療養者に対する一体的な支援体制の構築
- ・認知症施策推進大綱を踏まえた「共生」と「予防」の施策の推進など

取組Ⅴ. 高齢者の多様な居住環境の実現

- ・特別養護老人ホームにおける医療的ケアが必要な要介護高齢者や高齢障害者などの受け入れ推進
- ・介護付有料老人ホーム等の整備促進
- ・介護離職ゼロ、災害及び感染症に対する取組 など

7 介護保険サービス見込量と介護保険料（暫定）

第7期（平成30～令和2年度）
保険料基準月額
5,825円

第8期（令和3～5年度）
保険料基準月額
6,436円程度

第7期では、介護保険給付費準備基金を約47.5億円取り崩すことにより、計画上算出された基準月額6,246円から421円を引き下げています。

第8期の保険料基準月額は、介護保険給付費等の推計に基づき令和2年10月時点で試算した6,734円から、介護保険給付費準備基金を約35億円取り崩すこと等により298円を引き下げた概算額です。最終的には、介護報酬の改定等を踏まえて算定します。

【第7期、第8期の高齢者数等の比較】

	第7期 (令和元年度) (A)	第8期 (令和4年度) (B)	増減 (C=B-A)	増減率 (D=C/A)
第1号被保険者数	299,528人	311,114人	11,586人	3.87%
要介護・要支援認定者数	57,769人	64,655人	6,886人	11.92%
サービス利用者数	42,281人	47,771人	5,490人	12.98%
居宅サービス	29,807人	33,861人	4,054人	13.60%
居住系サービス (介護付き有料老人ホーム、 認知症高齢者グループホーム等)	5,905人	6,725人	820人	13.89%
施設サービス	6,569人	7,185人	616人	9.38%
特別養護老人ホーム	4,302人	4,709人	407人	9.46%
介護老人保健施設	1,974人	2,105人	131人	6.64%
介護医療院	13人	126人	113人	869.23%
介護療養型医療施設	280人	245人	-35人	-12.50%
給付費等	907億円	1,049億円	142億円	15.66%
【参考】計画期間給付費等合計	2,829億円	3,145億円	316億円	11.17%

高齢者の増加などに伴い、サービス利用者が増え、給付費等も増加していることから、保険料基準額も上昇する見込みです。

地域福祉・高齢・障害計画 区民説明会を開催します



川崎市では、高齢者、障害者、子どもなど、すべての地域住民を対象として、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

今回、地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、令和3年度以降の各福祉分野に関する個別計画を策定することとしておりますので、その計画（案）について説明会を開催いたします。

なお、区地域福祉計画の内容は区ごとに異なりますので、お住まいの区の説明会に参加してください（区地域福祉計画以外の内容はどの会場でもすべて同じです）。



今回説明する
分野別計画（案）

● **第6期川崎市地域福祉計画・区地域福祉計画**

● **第8期かわさきいきいき長寿プラン**
（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

● **第5次かわさきノーマライゼーションプラン**
（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）



区 名	日 程	時 間	場 所
川崎区	令和3年1月29日（金）	14時～15時半	川崎区役所 7階会議室
幸区	令和3年1月27日（水）	14時～15時半	幸区役所 4階会議室
中原区	令和3年1月28日（木）	18時半～20時	中原区役所 5階会議室
高津区	令和3年1月21日（木）	14時～15時半	高津区役所 5階第1会議室
宮前区	令和3年1月22日（金）	14時～15時半	宮前区役所 4階大会議室
多摩区	令和3年1月23日（土）	14時～15時半	多摩区役所 11階会議室
麻生区	令和3年1月18日（月）	14時～15時半	麻生区役所 4階第1会議室

※開場時間は、開始時間の30分前頃を予定しています。

● 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点等を鑑み、各会場とも定員は50名とし、事前の申し込みが必要です。なお、当日はマスクを着用の上、御来場ください。（発熱や咳がある場合など、体調が優れない場合には、来場をお控えください。）

● 申し込みは、**12月15日（火）9時から12月25日（金）17時まで**に、裏面の「申込用紙」に必要事項を記入し、FAX、メール、電話にて、希望する会場の区役所（地域ケア推進課）へお申し込みください。なお、手話通訳・要約筆記が必要な場合は、必ずこの申込用紙の所定の欄に○をつけてください。記載がない場合、当日お申し出いただいても対応できかねますので、あらかじめ御了承ください。

※数に限りがありますが、会場に点字版資料を用意しています。

● 申し込みは先着順となりますので、定員に達し次第、締め切らせていただきます。

● 1月12日（火）から市ホームページに説明会用資料と説明用音声データを掲載しますので、感染拡大防止の観点から、市ホームページでの視聴に御協力をお願いします。

パブリックコメントも実施しています

募集期間 令和2年12月1日（火）～令和3年2月5日（金）

閲覧場所 市ホームページ、市役所第3庁舎2階（情報プラザ）、
各区役所・支所・出張所、各市民館・図書館

意見の提出方法

- メール：市ホームページの専用フォームから送信してください。
- 郵送：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 下記の各担当課宛て（締め切り日の消印まで有効）
- FAX・持参：下記の各担当課宛て（持参は開庁時間内のみ受付）

【パブリックコメントの担当課一覧】

①第6期川崎市地域福祉計画・区地域福祉計画

健康福祉局 地域包括ケア推進室（TEL 200-2626 FAX 200-3926）

②第8期かわさきいきいき長寿プラン

健康福祉局 高齢者事業推進課（TEL 200-2666 FAX 200-3926）

③第5次かわさきノーマライゼーションプラン

健康福祉局 障害計画課（TEL 200-2654 FAX 200-3932）

※持参の場合、①②③の担当課の所在地は、幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階です。

※各区役所（計画①は地域ケア推進課、②③は高齢・障害課）でも、資料の閲覧や意見書（持参）を受付します。



令和2年度 地域福祉・高齢・障害計画 区民説明会 申込用紙

●次の事項を記入してください。

(ふりがな) 氏 名	電話番号			
	FAX番号			
	メールアドレス			
希望する会場 (○をつけてください)	川崎区 (1/29)	幸区 (1/27)	中原区 (1/28)	高津区 (1/21)
	宮前区 (1/22)	多摩区 (1/23)	麻生区 (1/18)	
手話通訳・要約筆記	手話通訳 (必要 ・ 不要) 要約筆記 (必要 ・ 不要)			

※手話通訳・要約筆記が必要な方は、必ず所定の欄に○を記入してください。

この申込用紙にて「必要」との記載がない場合、当日お申し出いただいても対応できかねますので、御了承ください。

- 受付期間：12月15日（火）9時から12月25日（金）17時まで（必着）
- 申込方法：この申込用紙を、FAX又はメールにて、下記の担当課（希望する会場の区役所）までお送りください。また、申込用紙の送付が難しい場合は、各区役所にて電話でも受付しています。
- 申込先、問い合わせ先（※希望する会場の区役所へお申し込みください。）

区 名	連 絡 先	FAX 番号	電話番号	メールアドレス
川崎区	川崎区役所地域ケア推進課	201-3293	201-3210	61keasui@city.kawasaki.jp
幸 区	幸区役所地域ケア推進課	556-6659	556-6730	63keasui@city.kawasaki.jp
中原区	中原区役所地域ケア推進課	744-3196	744-3239	65keasui@city.kawasaki.jp
高津区	高津区役所地域ケア推進課	861-3307	861-3313	67keasui@city.kawasaki.jp
宮前区	宮前区役所地域ケア推進課	856-3237	856-3300	69keasui@city.kawasaki.jp
多摩区	多摩区役所地域ケア推進課	935-3276	935-3241	71keasui@city.kawasaki.jp
麻生区	麻生区役所地域ケア推進課	965-5169	965-5303	73keasui@city.kawasaki.jp
	健康福祉局地域包括ケア推進室	200-3926	200-2626	40keasui@city.kawasaki.jp